

エンドユーザー契約

必ずこの契約書をよくお読みください。

このエンドユーザー契約(以下「契約」という。)は、Microbiologics, Inc. (以下「本会社」または「MBL」という。)と個人、企業または他の実在者(以下「エンドユーザー」または「お客様」という。)との間で結ばれる契約です。この契約は、エンドユーザーがサブライセンス契約に基づいて本会社、販売業者または再販業者から MBL の製品(以下「製品」という。)を購入する際の条件を規定するものです。製品には、この目的のために本会社にライセンスを付与した AMERICAN TYPE CULTURE COLLECTION (“ATCC”) の所有する物品及び商標が含まれています。本会社は、エンドユーザーがこの契約のすべての条件を受け入れた場合にのみ、本会社の製品を購入し、使用する権利をエンドユーザーに付与することに同意します。

お客様がある実在者の代理者である場合、お客様はその実在者に代ってこの契約を締結する権利を持つこととなります。この契約に署名をして MBL(またはそのサブライセンス先)へ送り返していただくか、MBL の WEB サイト上の[同意する]ボタンをクリックしてこの製品を注文、受け取り、アクセス及び使用することによって、エンドユーザーはこの契約を読み、その内容を理解し、その法的拘束力を受け入れたこととなります。お客様がこの契約の条件のいずれかに同意されない場合は、お客様は製品を使用すべきではありません。

1. 使用範囲 この製品は、研究室における品質管理以外の目的で使用してはなりません。この製品は対人に使用してはなりません。お客様は、バイオセーフティレベル 2 または 3 として指定された製品は、既知の病原体を構成し、指定レベルの異なる他の製品及び複製または派生物は、一定の条件の下では病原体となる可能性のあることに同意するものとします。お客様は、この製品の受け取り、取り扱い、保管、廃棄、輸送及び使用に関するすべてのリスク及び責任を負い、かつ健康リスクまたは環境リスクを最小限に抑えるすべての、またこれらにのみ限定されない、すべての適切な安全及び取り扱いの注意を払うものとします。お客様は、製品及び複製または派生物に対して行われる措置は、すべての適用されるガイドライン、法律及び法令に準拠して実施されることに同意するものとします。

“複製”とは、生物学的または化学的物質を意味し、これは微生物の増殖により発生する物質のような、製品からの大幅に変更されていないコピーですが、これらにのみ限定されるものではありません。“派生物”とは、製品から作成された変更されていない機能的サブユニットを構成する製品から生成された物質、あるいは新しい特性を持たせるため大幅な変更を加えた製品を意味します。

2. 制限 エンドユーザーは、本契約に明示されていない限り、本製品、複製または派生物を全部であれ一部であれ他に対して使用、複製、修正または譲渡してはなりません。本製品には、ATCC 及び MBL の企業秘密及び知的財産が含まれており、エンドユーザーは、本製品、その複製または派生物を

リバースエンジニアリング、複製、修正、または改ざんをせず、かついかなる第三者に上記のいずれかを行うことを承認しないものとします。本契約においてエンドユーザーに対して供与された権利は、エンドユーザーに対して個人的なものであり、本契約における権利、責任、または義務の移転のエンドユーザーによるいかなる試みも無効であり、本契約の終了に至ります。エンドユーザーは、いかなる方法においても本製品を複製または派生物またはそれらの部品を利益を得るために賃借、賃貸、貸付、再販または販売をしないものとします。

3. 所有権 本製品は、MBL 及び ATCC の所有物であり、特許、著作権、企業秘密、商標及び他の法律により保護されます。本製品は、本契約の条件に基づく使用に関してのみエンドユーザーに提供され、本会社と ATCC は、エンドユーザーに明示的に付与されていないすべての権利を保持するものとします。

4. 契約の終了 エンドユーザーが本契約の条件に違反した場合、またはエンドユーザーが本会社、その販売業者またはサプライセンス先に対して売買契約に基づいた購買価格の全額を支払わない場合、本契約の終了をエンドユーザーへ通知することなく直ちに終了するものとします。さらに、本製品の全部または一部について本会社と ATCC の間の契約が終了または満了した場合、製品にアクセス及び使用するエンドユーザーの権利も終了または満了するものとします。

5. 保証の否認 MBL は、製品ラベル上の期限の日まで、いかなる製品も製品情報シート、分析証明及び/またはカタログの記述に記載された仕様を満たすものであることを保証するものとします。本保証の違反に対する排他的な救済措置は、MBL の選択により、(a)かかる製品(輸送及び取り扱い費用を除く) に対するエンドユーザーの支払金の払い戻し、または(b)製品の交換とします。排他的な救済措置は、製品中にある添付書に記載されたエンドユーザーの製品の取り扱い及び保存の条件のもとで適用されるものとします。排他的な救済措置を受けるためには、エンドユーザーは 保証期間内に MBL の技術サービス部へ実現可能性の欠如を報告する必要があります。

上記に明示的に記載された場合を除いて、MBL により提供される製品及びいかなる技術情報及び技術的な支援は、そのままの形態で提供されるものであり、MBL または ATCC によるいかなる種類の保証も付いていません(明示的であれ黙示的であれ、市場性、特定の目的に対しての適合性、典型性、安全性、正確性、及び非侵害のいかなる黙示的な保証を含むがこれらに限定されない)。

6. 法律の遵守 エンドユーザーは、適用されるすべての外国及び圏内、連邦、州、及び地方の法令、条例及び規則を遵守する責任を自ら負うものとします。

7. 輸出に関する法律 本会社の製品は、米国の輸出管理法に支配され、かつ他の各国の輸出または輸入規制によっても支配されます。アクセスする前に本会社の書面による特別の承認のない限り、エンドユーザーは、いかなる状況であれ本製品を輸出しないことに同意するものとします。どのような場合でも、エンドユーザーは本会社及び ATCC に対して、どのような場合でも、エンドユーザーは本会社、流通の連鎖におけるサプライセンシー、及び ATCC に対して、このセクションにおけるエンドユーザー

の義務、エンドユーザーに起因する、関連する、違反によるすべてのクレーム、損失、責任、損害、罰金、罰則、費用(弁護士費用を含む)について免責し損害を被らせないものとします。

8. 研究室の品質保証 本製品、複製または派生物から派生する微生物及びその後の培養基での増殖は、生物学的有害物質と考慮されます。政府省庁が、これらの物質の廃棄を規制します。このエンドユーザー契約を締結することにより、エンドユーザーは、この実験室の手順が、これらの生物学的有害物質の取り扱い及び廃棄に従っていることを確認し、エンドユーザーの研究室のスタッフが、凍結乾燥微生物の受け取り、処理 及び保管についての資格を有し、適切な訓練を受けていることを確認します。エンドユーザーは、凍結乾燥微生物は、生体外での使用に限られており意図した使用に従って使用されることを承認します。

9. 免責 エンドユーザーは、本製品に関する使用、受け取り、取り扱い、保管、輸送、廃棄及び他の行為から生じるまたはそれらに関連する第三者からのすべての請求、損失、費用及び損害(合理的な弁護士費用を含む)に対し、サプライセナー、MBL 及び ATCC を補償、弁護及び免責することに同意するものとします。本免責契約に従ったクレームの解決は、MBL 及び ATCC の書面による合意に従うものとします。

10. 責任の制限 いかなる場合も MBL または ATCC は、本契約または製品に関するまたはそれらに起因するいかなる種類の間接的、特別、偶発的または結果的損害(契約、不法行為、厳格な責任、法規またはその他のいずれか)について、たとえ MBL または ATCC がかかる損害の可能性についての通知を受けていた場合でも、責任を負わないものとします。いかなる場合も、MBL 及び ATCC の累積的な責任は、クレームの発生した事項の日以前の 12 ヶ月間に本契約に基づいてエンドユーザーにより支払われた料金を超えないものとします。エンドユーザーは、本契約に記載された責任の制限が本契約に記載された救済の制限の本来の目的を遂行できない場合でも適用されることに同意するものとします。

11. 知的財産 MBL 及び ATCC は、すべての権利、権限及び利益の所有権を保持するものとします。本製品は、前述の“使用範囲”セクションに記載された制限に従うものとします。エンドユーザーは、MBL が MBL により登録された、または所有される商標のすべての権利、権限、及び利益、MBL の商号、及び MBL のカタログマークを保有することを明示的に承認します。エンドユーザーは、また ATCC が ATCC の商標のすべての権利、権限、及び利益、ATCC の商号、及び ATCC により登録されたまたは所有される ATCC のカタログマーク及びいかなる商標を保有することを明示的に承認します。エンドユーザーは、MBL の商標、ATCC の商標、ATCC の商号または ATCC のカタログマークをいかなる製品、複製または派生物の提供、マーケティング、販売促進、または販売に関する MBL または ATCC の書面による事前の合意なしにはいかなる方法にても使用しないことを明示的に合意するものとします。

12. 準拠法、裁判管轄及び裁判地籍 本契約は、締結された契約に適用され、ミネソタ州の住民によりミネソタ州全体に実施されるミネソタ州法にすべての目的について準拠し、同州法に従って解釈さ

れるものとして。本契約に起因または関連するいかなる法的な訴訟、法的措置または訴訟手続きは、ミネソタ州のミネアポリスまたはセントポールの連邦裁判所、またはミネソタ州の Stearns 郡の州立裁判所で開始されなければならない、本契約における各当事者は、かかる訴訟、法的措置または訴訟手続きにおけるかかる裁判所の個人的、排他的裁判管轄及び裁判地籍を決定して提出し、州立裁判所で開始された訴訟、法的措置または訴訟手続きに関するものを除いて、かかる訴訟、法的措置または訴訟手続きの裁判地籍を移動または変更する必要の可能性があるいかなる権利を放棄するものとし、各当事者は、かかる訴訟、法的措置または訴訟手続きをミネソタ州の連邦裁判所に移動させる必要のあるいかなる権利も保持するものとして。両当事者は、国際動産販売契約に関する国際連合規約が、本契約への適用から特別に除外されることに同意するものとして。

13. 権利の放棄 本契約のもとにおける条件の不行使は、将来のかかる条件の権利の放棄となるものとして。

14. 契約の譲渡 エンドユーザーは、本会社及び ATCC の事前の書面による承諾なしに、本契約または本契約におけるエンドユーザーの権利または義務の全部または一部を譲渡してはならないものとして。他のいかなる譲渡の試みも無効として。

15. 分離独立性 本契約の一部が何らかの理由で無効、非合法または執行不能と判断された場合でも、本契約の他の規定の有効性、合法性及び執行可能性は、影響を受けないものとして。

16. 完全合意条項 本契約は、本会社の製品情報シート、分析証明、及び/またはカタログの記述とともに本会社とエンドユーザー間の契約の完全かつ唯一の記述であり、本契約の主題に関する両当事者間の提案または文書・口頭によるを問わず本契約以前に定められた契約、及びその他の通信に優先するものです。本契約のいかなる権利放棄、変更または修正も、本会社の役員が署名した文書によってのみ効力を持つものとして。

第三者の受益者としての ATCC の権利に関するいかなる条項の修正も、ATCC の書面による了解を必要とするものとして。

エンバイオ株式会社

本 社 〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西 1-7-7 EBS ビル 10F
<http://www.enbio-japan.co.jp>

TEL : (03) 5784 - 1291

FAX : (03) 5784 - 1292

Microbiologics 製品の購入販売店 : エンバイオ株式会社

エンドユーザー	
会社名	
部署名	
役職名	
御芳名	
ご署名	
郵便番号	〒
ご住所	
電話番号	
FAX 番号	
電子メールアドレス	
ご署名日	年 月 日